

自宅療養となった皆様へ

北海道が実施している生活支援物資(食品や日用品)の配送に、時間を要する状況です。

市町村が**お住まいの地域住民を対象**に実施している生活支援事業をお知らせします。

生活支援事業の活用には、**事前のお申込みが必要**ですので、各お住まいの市町村に、直接お問い合わせをしてください。

(市町村によって濃厚接触者等も対象となる支援があります)

令和4年6月1日 現在

| 市町村名 | 事業名 | 支援内容 | 申込み・お問い合わせ先 | 電話・FAX | 注意事項等 |
|------|-----------------------------|--|------------------------------|---|--|
| 紋別市 | 自宅療養者等生活物資支援事業 | 【対象】自宅療養者、濃厚接触者及び感染の可能性のある方等 【内容】自宅療養、療養健康観察等で外出ができない方への食料品・日用品を配達(置き配)します。 食料品・日用品セット5日分をお届けします。 | 紋別市 保健センター | (TEL)0158-24-3355 | 受付時間(平日) 午前8時45分から午後5時まで ※市職員が配達します。 |
| 佐呂間町 | 自宅待機者生活用品等買物支援事業 | 【対象】自宅療養者、濃厚接触者及び感染の可能性があるので、外出、買い物をすることが困難な世帯(親族等の支援を受けられない世帯) 【内容】食料品・日用品の買い物代行・配達(置き配)を行います。 ※配達業者ではなく町職員による配達(置き配)についても相談してください。 | 佐呂間町 総務課総務係 保健福祉課保健推進係 | 総務課総務係 (TEL)01587-2-1211 保健福祉課保健推進係 (TEL)01587-2-1212 (FAX)01587-2-3368 | 受付時間(平日) 午前9時から正午まで 支払いについては、対象世帯が後日払い(振込可) |
| 遠軽町 | 買い物代行業 | 【対象】自宅療養者のいる世帯で、濃厚接触者が外出、買い物をすることが困難な世帯(親族等の支援を受けられない世帯) 【内容】食料品・日用品の買い物代行・配達(置き配)を行います。 | 遠軽町総務部 危機対策室 | (TEL)0158-42-4811 (FAX)0158-42-3688 | 受付時間(平日) 午前8時45分から正午まで 置き配や支払いについては、注文時に説明します。 |
| 湧別町 | 自宅療養者等生活物資支援事業 | 【対象】自宅療養者・濃厚接触者が食料品・消毒用品等買い物をすることが困難な世帯(親族等の支援を受けられない世帯) 【内容】自宅療養、療養健康観察等で外出ができない方へ災害用非常食・消毒用品を配達(置き配)します。 災害用非常食セット・消毒用品セットをお届けします。(料金等はかかりません) | 湧別町役場総務課 情報防災グループ | (TEL)01586-2-2112 (mail) bosai@town.yubetsu.lg.jp | 電話受付時間(平日) 午前8時30分から午後5時15分まで メール受付24時間 (17時以降は翌日の受付) ※役場職員が配達します。 |
| 滝上町 | 住宅無償提供事業 | 【対象】自宅療養等(濃厚接触者、感染可能性者含む)の方 【内容】家庭内で隔離が困難で、同居する家族等への感染が心配される場合に、一時的退避できる住居を貸し出します。 | 滝上町保健福祉課 健康推進係 | (TEL)0158-29-2111 (FAX)0158-29-3588 | 町所有住居の無償貸与します。 (家電、暖房、寝具類含まれます) |
| 興部町 | 自宅待機者支援品支給事業 (食品・日用品支給) | 【対象】自宅療養者、濃厚接触者及び感染の可能性のある方等 【内容】自宅療養、療養健康観察等で外出ができない方への食料品・日用品を配達(置き配)します。 食料品・日用品等1万円/週(最大2万円) | 興部町福祉保健課 健康推進係 | (TEL)0158-82-4170 (FAX)0158-88-2130 | 無料配付(上限額有) |
| | 自宅待機者退避用住居貸与事業 (自宅療養困難時) | 【対象】自宅療養等(濃厚接触者、感染可能性者含む)の方 【内容】家庭内で隔離が困難で、同居する家族等への感染が心配される場合に、一時的退避できる住居を貸し出します。 | 興部町福祉保健課 健康推進係 | (TEL)0158-82-4170 (FAX)0158-88-2130 | 町所有住居の無償貸与します。 (家電、暖房、寝具類含まれます) |

自宅療養となった皆様へ

北海道が実施している生活支援物資(食品や日用品)の配送に、時間を要する状況です。

市町村が**お住まいの地域住民を対象**に実施している生活支援事業をお知らせします。

生活支援事業の活用には、**事前のお申込みが必要**ですので、各お住まいの市町村に、直接お問い合わせをしてください。

(市町村によって濃厚接触者等も対象となる支援があります)

令和4年6月1日 現在

| 市町村名 | 事業名 | 支援内容 | 申込み・ お問い合わせ先 | 電話・FAX | 注意事項等 |
|------|---------|---|-----------------|--|---|
| 雄武町 | 支援品支給事業 | 【対象】 自宅療養者（待機者を含む）及びその同居家族 【内容】 食品基本セット及び感染対策物品をお届け（置き配）します。 | 雄武町健康推進課 保健係 | (TEL)0158-84-2023 (FAX)0158-84-4497 | 事前、または療養期間中に申し出が必要です。 無料配付・置き配します。 |
| | 住居確保事業 | 【対象】 自宅療養等(同居家族で重症化リスクの高い方がいる)の方 【内容】 家庭内で隔離が困難で、同居する家族等への感染が心配される場合に、一時的退避できる住居を貸し出します。 | 雄武町健康推進課 保健係 | (TEL)0158-84-2023 (FAX)0158-84-4497 | 事前、または療養期間中に申し出が必要になります。 ※住宅は非公表です。 |
| | 移送事業 | 【対象】 町外の医療機関や宿泊療養施設で療養を終えた方 【内容】 町外の医療機関や宿泊療養施設からの距離に応じて、定額助成または、希望者には送迎対応します。(要相談) | 雄武町健康推進課 保健係 | (TEL)0158-84-2023 (FAX)0158-84-4497 | 原則、療養期間中に申し出が必要になります。 |